



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs
Asia

U.S.-Japan
Business Council

JUBC
Japan-U.S.
Business Council

Financial Services



適切に規制され、透明性・開放性・流動性が確保されたグローバル金融資本市場は、資本を生産的な用途に効率的に配分するための最も効果的なメカニズムである。日本と米国は世界を主導する金融市場を有するものの、日米経済協議会および米日経済協議会（以下、「両協議会」）の金融サービス分科会は、地政学的および経済的な不確実性が高まる中において、さらなる改善が望ましく、実現可能であり、また必要であると考えている。こうした認識に基づき、両協議会は、共通の経済的・戦略的目標の実現に向けて両国政府が引き続き緊密に連携することを求める。両協議会による日米両政府への共同提言は、以下の4つのテーマに焦点を当てている。

1. 経済成長と強靱性を支える投資の促進

両協議会は、日米間の双方向の直接投資（FDI）が商業的合理性を有し、かつ双方にとって十分な資金調達可能性を備えた案件として実施されることを前提に、両国経済に利益をもたらすものと考えている。日本は過去7年間にわたり最大の対米直接投資国であり、米国も最大の対日直接投資国である。加えて、2025年7月23日に発表された日米の戦略的な貿易・投資に関する合意では、米国の中核産業を強化するため、日本が最大 5,500億ドルを米国への投資に提供可能とすることを約束した。外国投資審査プロセスについて、正当な国家安全保障上の懸念に対応するために必要な範囲に限定しつつ、透明性および予見可能性が確保された形で運用されるべきであると強調する。

供給網の透明性、持続可能性及び強靱性は、貿易と投資の拡大に不可欠である。供給網及び貿易データの透明性向上は、重要な物資・サービスの供給先の多様化を促進することができる。新興国は強靱なサプライチェーンの構築において重要な役割を果たしており、そのため、債務の脆弱性を生じさせることなく持続可能な成長を実現できるよう支援されるべきである。

健全な財政政策、予見可能な法的枠組み、および国際的に合意された税制ルールは、引き続き投資促進のために不可欠である。両国政府は、金融システムの安定性を維持しつつ、流動性規制、資本規制その他の健全性規制が、長期的な投資、経済成長及び市場流動性を適切に支えるものとなるよう、定期的に見直しを行うべきである。

国家安全保障上の正当な懸念および効果的な制裁措置の必要性を認識しつつも、金融制裁の対象や内容がより広範かつ複雑になる中、両国政府は、正当な経済活動を不必要に制限することなく、国家安全保障上の懸念に対処すべきである。

提言事項

- 日本と米国の間の不当な規制上・監督上の障壁を取り除き、株主の選択と効率的な資本配分を支える、透明性と予見可能性の高い投資・企業取引環境を維持することにより、両国間の直接投資（FDI）を促進すること。
- 重要鉱物その他の戦略物資の強靱なサプライチェーンの構築および新興国への民間投資を促進するため、多国間開発銀行、輸出信用機関、その他の公的機関を通じたブレンデッドファイナンスやトランジションファイナンスを拡大するとともに、重要鉱物およびその他の戦略的投入物に関する強靱なサプライチェーンを構築するために官民連携を深化させ、新興国向けの民間投資を培い、公共部門と民間部門の間で適切なリスク分担を図ること。
- 債務の持続可能性を確保しつつ、民間投資、イノベーションおよび生産性向上に向けた的を絞ったインセンティブを維持する、信頼性の高い中期的な財政運営枠組みを推進すること。
- 国家安全保障目的の金融制裁の有効性を高め、金融機関のコンプライアンスリスクを軽減するため、官民のコミュニケーションを強化すること。

2. 規制の現代化および整合性の向上

金融サービスのグローバル化とデジタル化が進むなか、規制枠組みは、消費者を保護しつつ、効率的な資本移動と、法域、金融業態、サービス提供者及び技術の違いを超えた公正な競争環境を支えるべきものである。また、国際的に合意された基準は、国境を

越えた規制枠組みの整合性を確保し、不必要な規制上の分断を軽減するうえで引き続き重要である。両協議会は、銀行及び保険分野の健全性規制を含め、各国当局が連携し、エビデンスに基づく成果重視の規制運営を推進することを期待する。

公正かつ効率的な金融市場の発展を促進するため、両協議会は、市場の透明性および質の高い金融データ、ベンチマーク、指数、分析情報が情報に基づく投資判断、資本の効率的配分、ならびに日米間の投資関係のさらなる強化に不可欠であることを強調する。

提言事項

- 米EU間の枠組みを模した二国間の金融サービス規制フォーラムといった、多国間または二国間における当局同士の情報交換の枠組みを一層活用すること。
- 経済成長および経済安全保障に資するプロジェクトへの民間投資をより効果的に動員できるよう、流動性規制や資本規制を含む金融規制を見直し、必要に応じて再調整する。また、金融機関ごとに異なる対応能力を考慮し、可能な限り画一的な規制適用 (one-size-fits-all approach) を回避すること。
- 国際的な情報開示枠組みとの適切な整合性確保や、市場データへの一般アクセスに向けた継続的な支援を通じ、市場の透明性を促進すること。
- 銀行、(再)保険会社、ノンバンク金融機関及び新たな金融サービス提供者の間で、公平な競争条件を確保しつつ、規制対象外の機関や活動に起因するシステムリスクに対応するため、活動に基づくアプローチを採用すること。また、その一環として、金融の安定性、公正な競争及びイノベーションを支えるため、フィンテックの活用やステーブルコイン関連の活動に対する適切な規制枠組みを整備すること。
- 米国および日本において、IAISの保険資本基準 (ICS) と同等の成果を確保しつつ、米国および日本の保険規制制度の強みを維持するとともに、両国の保険会社の固有のビジネスモデルを適切に考慮し、子会社ベースおよび連結ベースの双方において整合的な取扱いを確保する、適切に較正された保険会社向け資本規制を実施すること。さらに日本においては、米国の保険健全性規制と整合的な形でグループ資本規制を導入すること (具体的には、「控除・合算方式 (Deduction and Aggregation Method)」における特定の要件の撤廃およびNAIC (全米保険監督官協会) による指定の承認を含む)。それにより、米国の保険子会社について、現地の規制枠組みと整合的な方法で評価を行うことを可能にすること。
- 日米両政府が、それぞれのCFC (外国子会社合算税制) およびミニマム課税制度の役割を再評価し、包括的な簡素化措置を検討すること。当該措置には、とりわけ、CFC税制とPillar Two (第2の柱) を相互補完的な制度として位置付け、各制度の優先順位と税額調整を明確化することで、同一所得に対する二重課税および企業の重複的な計算・申告負担を排除すること。
- 米国政府が、バーゼルⅢの枠組みを導入するための未最終化の提案並びに、連邦準備制度理事会 (FRB) のストレステスト及びG-SIBサーチャージの見直しを最終化することを含め、他の主要法域と比較して過度な自己資本要件を課すことなく、国際的な整合性を確保した形で銀行の自己資本規制の見直しを完了すること。
- 米国政府が、銀行と同様に、保険会社向け法人税制において債券売却損の事業所得との損益通算を許容すること。
- 日本政府が、特に海外の有力な金融機関及び機関投資家について、国際的な慣行との整合性を確保しつつ、リスクベースのアプローチに基づき、本人確認 (KYC) ルール及び手続の見直しを行うこと。

3. 個人および社会のための金融資産形成と安定性の促進

両協議会は、日本政府が日本を世界有数の国際金融センターとして発展させるための取組の継続を歓迎する。こうした取組はまた、私的年金の加入拡大、企業年金制度の普及、年金資産のポータビリティの向上ならびに年金保険等の安定的な老後所得確保策の充実を通じて、家計が貯蓄を持続可能な老後所得へと転換できるよう支援する。

自然災害の激甚化、平均寿命の伸長及び高齢化の進展により、日米両国において生命、医療及び老後保障に係るプロテクションギャップが拡大している。保険業界を含む官民の関係者は、長寿リスク、健康寿命の延伸、介護ニーズへの対応を含め、こうした保障ギャップの解消に向けて連携すべきである。その際、一部のリスクについては公的支援が必要となる場合があることも認識されるべきである。こうした対応策には、資産集約型再保険 (Asset-Intensive Reinsurance: AIR) を含む様々なリスク移転及び資本管理手法が含まれ得る。AIRは、効果的なリスク移転及びリスク管理を通じて、長期の保険商品及び貯蓄性商品の提供を支えることができる。

提言事項

- 金融経済教育の充実、多様な投資商品の利用機会の拡大、若年層その他金融サービスへのアクセスが十分でない層を対象とした取組を通じて、家計の長期的な資産形成を促進するため、官民連携を強化すること。

- 保険分野を中心とする金融サービス業界と連携し、高齢化、長寿化及び老後所得に対する家計のニーズへの対応を支援すること。これには、契約者保護及び金融システムの安定を確保しつつ、適切なリスク管理、効果的な規制及び十分なコミュニケーションを通じて、AIR市場の健全かつ透明性が高く、適切に監督された発展を支援することを含む。
- 自然災害によって引き起こされる経済的損失を軽減し、保険及び再保険等のリスク移転手法や、保険リンク証券(ILS) およびキャットボンド等の資本市場を活用したソリューションを促進するとともに、保険業界を含むさまざまな官民の利害関係者の協力的な取組みを支持し、民間部門で引き受けきれないリスクに対する公的支援を要請することにより、プロテクションギャップを縮小すること。
- 日本政府は、確定拠出年金のさらなる普及・充実に向け、米国の401k制度等を参考に、加入者のリスク許容度に応じた商品選択を支援するとともに、拠出限度額の大幅な引き上げ、キャッチアップ拠出の導入を行うこと。
- 日本政府が、日本経済の成長を支える基盤を構築するため、「資産運用立国の実現」に向けた取組を着実に推進すること。

4. デジタル金融イノベーション、サイバーセキュリティおよび自由なデータ流通の推進

デジタルイノベーション、特に生成AI、AIエージェントその他の新興技術は、金融サービス分野における生産性向上、リスク管理の高度化及び顧客利益の向上に大きな機会をもたらしている。一方で、透明性、データガバナンス、サイバーセキュリティ、第三者依存及び不適切利用に関する新たな課題も生じさせている。金融分野における相互運用可能なガバナンス枠組みの整備及び責任ある活用を促進するため、政府と業界の一層緊密な連携が必要である。

金融セクターは重要インフラとして、サイバー攻撃その他の障害に対する業務上の強靱性を維持するため、官民の緊密な連携を必要とする。金融機関は、堅固なリスク管理基準を維持しつつ、最も効果的なサイバーセキュリティ対策を活用できる環境に置かれるべきである。

両協議会は、金融サービスにおけるデータ連携の重要性を再確認し、両政府に対して、デジタル経済における高い水準のルールを追求するよう求める。

提言事項

- 金融サービスにおけるAI活用について、共通の原則、用語、分類体系及びリスク管理上の期待事項を策定するとともに、相互運用性の向上及び不必要な規制の分断の回避に向け、体系的な規制対話の枠組みを構築すること。
- マネー・ローンダリング、詐欺、サイバー脅威及び不正金融への対応においてAIの活用を優先的に推進するとともに、これらの脅威の特定及び解決を迅速化するため、官民間の情報共有の仕組みを拡充し、安全な越境データ連携を促進すること。
- 適切なセーフガード、リスクガバナンス及び消費者保護を確保しつつ、金融サービス分野における責任あるAI活用を加速するため、規制サンドボックス、実証プログラム及びその他の支援策を推進すること。
- ステ이블コイン、トークン化預金、トークン化金融資産その他のデジタル資産について、明確で一貫性があり、かつ国際的に相互運用可能な規制枠組みを整備するとともに、それぞれのリスク特性に応じて健全性規制及び資本規制を適切に設計することにより、責任あるイノベーション、金融システムの安定及び消費者保護を促進すること。
- 官民間の情報共有及び国境を越えたインシデント対応の連携強化を含め、金融セクター全体におけるサイバー・レジリエンス及びサイバーセキュリティ対応能力の向上に向けて、さらなる協力を推進すること。
- プライバシー、サイバーセキュリティ及び企業の機密情報に対する強固な保護を確保しつつ、OECDや他の国際フォーラムにおける政策議論などを通じて、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」及び日米デジタル貿易協定を推進すること。